

議案第10号

京丹後市漁港管理条例の一部改正について

京丹後市漁港管理条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が公布され、併せて地方自治体の漁港管理条例のガイドラインとして国が定める模範漁港管理規程例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市漁港管理条例の一部を改正する条例

京丹後市漁港管理条例（平成１６年京丹後市条例第１７５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第１０条第１項第３号中「占有」を「占用」に改め、同条第３項中「、１月（工作物の設置を目的とする使用にあつては１年）」を「、使用にあつては１年、占用にあつては１０年」に改める。

第１２条第１項を次のように改める。

漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第３９条第１項の規定による許可を受けた者又は法第４３条第４項に規定する認定計画実施者（法第４４条第１項に規定する認定計画において法第４２条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第５０条第１項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、別表第２に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の京丹後市漁港管理条例により使用等の許可を受けている者の使用等については、その使用等の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

京丹後市漁港管理条例(平成16年京丹後市条例第175号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市漁港管理条例 平成16年4月1日 条例第175号 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。 第2条～第9条 (略) (使用等の許可) 第10条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 市有施設(水域施設を除く。)を<u>占有</u>し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者 2 (略) 3 第1項の使用又は占有(以下「使用等」という。)の期間は、<u>1月(工作物の設置を目的とする使用にあっては1年)</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認める場合は、この限りでない。 4 (略) 第11条 (略) (土砂採取料等) 第12条 _____ _____法第39条第1項の規定 による許可を受けた者_____ _____ _____ _____は、別表第2に掲	京丹後市漁港管理条例 平成16年4月1日 条例第175号 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。 第2条～第9条 (略) (使用等の許可) 第10条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 市有施設(水域施設を除く。)を<u>占用</u>し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者 2 (略) 3 第1項の使用又は占有(以下「使用等」という。)の期間は、<u>使用にあっては1年、占有にあっては10年</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認める場合は、この限りでない。 4 (略) 第11条 (略) (土砂採取料等) 第12条 <u>漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)</u>及び<u>公共空地について法第39条第1項の規定による許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>は、別表第2に掲

現行	改正案
げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納めなければならない。 2 (略) 第13条～第19条 (略)	げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納めなければならない。 2 (略) 第13条～第19条 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際現に改正前の京丹後市漁港管理条例により使用等の許可を受けている者の使用等については、その使用等の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。